

2020 年度 法学部学生フォーラム

模擬裁判

～クラシックレックスン事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第6期生

令和2年11月24日判決言渡 同日原本領収

裁判所書記官 玄 智恵

令和2年(ワ)第1288号 音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認等請求事件

口頭弁論終結日 令和2年9月18日

判 決

原 告 西 園 寺 美 香

上記訴訟代理人弁護士 中 村 海 人
同 弁護士 神 山 輝
同 弁護士 佐 藤 健 夫
同 弁護士 高 橋 健 斗
同 弁護士 堀 江 り お ん

被 告 株式会社 Fujita Music
Copyright Japan
(FMCJ)

上記代表者代表取締役 春 日 野 正 幸
上記訴訟代理人弁護士 鶴 川 耕 大
同 弁護士 永 川 麻 里
同 弁護士 佐 藤 凜 子
同 弁護士 大 久 保 花 梨
同 弁護士 福 山 祐 佳

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告と被告との間において、被告は、原告と、原告が音楽・演奏技術の教授契約を締結した生徒との間で、原告が設営したスタジオ等原告が許可した生徒以外の者の入室が許されない教室において、同教授契約に基づく授業において行われる別紙著作物使用態様目録記載の態様の演奏における著作物の使用に関して、被告が著作権者から著作物の使用料の徴収の委任を受けて有するところの著作物使用にかかわる請求権を有しないことを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、金 300 万円及びこれに対する本件訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告をせよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 仮執行の宣言。

第2 事案の概要および争点

1 事案の概要

本件は、世界的に活躍する若手バイオリニスト・作曲家であり、演奏活動や作曲活動以外にも音楽教室を営んでいる原告が、原告が生徒からレッスン料を徴収して指導をしていることが営利目的の営業であり、楽曲使用料徴収の対象となるとして使用料を請求する被告に対し、原告の音楽教室における楽曲の使用は「公衆に直接・・聞かせることを目的」とした演奏（著作権法 22 条）に当たらないとして楽曲使用料請求権を有しないことの確認を求め、また、原告の音楽教室に生徒として潜入していた被告会社社員が入手した原告作曲の未発表楽曲（本件楽曲）の音源と楽譜を、原告の許可なく被告会社社員間に流出させたとして、被告らに対し、本件楽曲に関する著作権法 18 条 1 項の公表権侵害を主張して、損害賠償請求ならびに名誉もしくは声望を回復するための謝罪広告の各請求を行う事案である。

2 争点

(1) 演奏権侵害(著作権法 22 条)の構成要件該当性・成否

- ①演奏権侵害の主体
- ②「公衆」該当性
- ③「直接聞かせることを目的」該当性
- ④演奏権侵害の成否

(2) 公表権侵害(著作権法 18 条 1 項)の構成要件該当性・成否

- ①「公表されていないもの」該当性
- ②「公衆に提供、提示」該当性

第3 当事者の主張

(1) 演奏権侵害(著作権法 22 条)の構成要件該当性・成否

① 演奏の利用主体について

【原告の主張の要旨】

本件演奏に係る音楽著作物の利用主体は、原告または音楽教室の生徒である。生徒は原告の演奏を聴くことを主目的とはしておらず、原告から自己の演奏について指摘、指導を受け、演奏技術の実力を高めることを目的としている。そのため、生徒から徴収している授業料は、原告の演奏に対する聴衆としての対価ではなく、生徒への指導・教授に対する対価である。したがって本件演奏は営利目的で行われたとはいえず、楽曲の利用主体は生徒自身である。また、原告自身も指導者として演奏を行ってはいるが、著作権法第22条の要件に該当する演奏行為ではなく、プライベートな演奏に準じるものである。

【被告の主張の要旨】

原告は、自身が経営する音楽教室で当社の管理楽曲を演奏して利用しているのは、原告の生徒であり、原告自身でないと主張するが、原告の音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、演奏態様、関与の内容・程度、必要な施設・設備の提供、レッスン料の收受などの諸事情からすれば、原告の経営する音楽教室における楽曲の利用主体は原告自身の演奏も生徒の演奏もすべて原告である。

② 「公衆」該当性

【原告の主張の要旨】

ア 「公衆」とは、不特定の社会一般の人々の意味に用いられるが、著作権法は、同法における「公衆」には、「特定かつ多数の者」が含まれる旨、特に規定しているところであるので、「特定かつ少数」の者に対する著作物の利用は、「公衆」に対する利用ではない。

イ 原告のヴァイオリン教室は、広告などを出して広く生徒を募集しているわけではなく、本業である演奏活動の合間を縫って、個人的なつながりで引き受けた音大受験生や海外留学志望生、アマチュアの音楽愛好家等を指導している教室である。つまり、一人一人厳選してプライベートに指導しているのであって、個々の生徒が楽器演奏を習い、教師が教えるという目的で結合された個別の特定の関係の下での演奏であり、「公衆」性が入り込む余地はない。

したがって、原告の音楽教室における楽曲の演奏は、教育目的で結合された特定かつ少数の者を指導するに該当するため、「公衆」に対する利用には当たらない。

【被告の主張の要旨】

ア 著作権法第22条の演奏権の規定は、「公衆」に対する演奏を成立要件としているが、この「公衆」については、法律上、「特定かつ少数の者」の場合だけが除かれる

と解される。原告が経営する音楽教室は、生徒がレッスン受講の申込みをして原告の許可があれば、誰でもそのレッスンを受講することができるため、生徒が原告とレッスンの受講契約を結ぶ時点では、生徒は特定されておらず原告と生徒との間に個人的な結合関係はないものと考えられる。

イ 現に、被告会社の社員も何の問題なく約半年間、生徒として原告のバイオリン・レッスンに通い、さらに、特に咎められることもなく、これといった問題もなく半年後に教室のレッスンをやめている。原告のレッスン教室に申込みができる生徒は、特定の人に限定されているわけではないと考えられる。つまり、原告からみて、生徒はたとえ少人数でも「不特定」である。

さらに、原告の音楽教室では、生徒の中には受講を辞める者もいれば、新たに受講を希望する者もいて、被告会社社員も約半年間のレッスン期間中、出入りしたが、このように生徒の入れ替わりも生じるというのは、教師である原告からみて、レッスンの受講契約の相手方である生徒は「不特定」かつ「多数」であると評価できる。楽曲の利用態様が「多数」の者に対するものかどうかは、単に教室の物理的な人数で決められるものではない。したがって、原告の生徒達は、原告にとって、不特定で多数なのであって、著作権法 22 条の演奏権が定める法律上の「公衆」に当たる。

③「直接聞かせることを目的」該当性

【原告の主張の要旨】

ア 「演奏」の語意は「音楽を奏でる」ことであるが、音楽を奏でる目的は種々あり、著作権法第 22 条の演奏権は、その内の「聞かせることを目的」とする演奏に限定したものである。音楽の著作物の価値は、人に音楽が持つ官能的な感動を与えるところにあるのであり、そこに財産権としての意味があり、法第 22 条の趣旨は、音楽を聞く者に官能的な感動を与えるという音楽としての芸術的価値、文化資産としての価値を享受させることに権利性を認めた点にある。

この趣旨からすると、「聞かせることを目的」とする演奏とは、音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏に限られる。

イ 教師が生徒に対して演奏技術や音楽芸術を教えるには、演奏を生徒に提示して説明したり、模範を示す必要があり、また、演奏技法を示し芸術表現の手法を教える必要があり、それを教える目的の演奏である。具体的には、ヴァイオリンの演奏技術であれば、実際の演奏で手、指の動かし方を示すとともに、教師が実際に演奏することで、音楽で曲想を表現する演奏技術を耳から学ばせるのである。このような演奏は、音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏ではなく、著作権法上の「聞かせることを目的」とした演奏に該当しない。

また、生徒は、正しく音程やリズムが出来ているか否か、芸術性が表現できているか否か等、教育課程の到達度を教師に確認してもらうために、教師に対して演奏

するのであり、このような生徒の演奏も音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えること目的とする演奏ではなく、「聞かせることを目的」とした演奏に該当しない。

ウ 原告は、お手本を演奏することによって生徒をプライベートに指導している。生徒は、自分の演奏を人に聞かせる前に練習をしている段階である。この一連の活動は、官能的な感動を与えること目的とする演奏ではない。

したがって、レッスン上の演奏は、「聞かせることを目的」には当たらない。

【被告の主張の要旨】

ア 著作権法 22 条の演奏権は、「公衆に直接...聞かせることを目的」とすることを要件としているが、音楽教室における演奏態様の概要は、前述のとおり、[1] 生徒が課題曲を初めて演奏する際には、生徒が演奏する前に、先生が課題曲を演奏して課題を示し、[2] 生徒がそれを聞いた上で、先生に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、[3] 生徒の演奏を目の前で聞いた先生が生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、[4] 生徒は先生の注意や演奏を聞いた上で再度演奏するということを繰り返し行い、[5] 最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏する形で行われるのが通常のレッスン風景である。

このようなレッスン方法は、教師が法律上の「公衆」である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏しているのだと考えられる。また、生徒達も生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要があることは当然である。グループレッスンであった場合は、他の生徒の演奏を聞くことも重要な演奏技術の修練である。

以上によれば、音楽教室での演奏は、「公衆」である他の生徒や演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると言える。

イ これについて原告は、「聞かせることを目的」の演奏とは、「聞き手に芸術的、官能的な感動を与えることを目的とする演奏」、音楽のすばらしさを感じさせる演奏を指すのであって、下手な生徒の聞くに堪えない演奏などはこれとは程遠い、などと主張しているが、「聞かせることを目的」とするかどうかは、客観的にみて公衆に聞かせる目的、意図があればそれで足りるものと解される。

ウ また、仮に生徒がその演奏を他人に聞かletたくないと思っていたとしても、そもそも生徒がその演奏を他人に聞かletたくないと思うかどうかは、その人次第であって、一般的に生徒は公衆に聴かせたくないと考えていると断定はできない。

(2) 公表権侵害(著作権法 第 18 条 1 項)の構成要件該当性・成否

① 「公表されていないもの」該当性

【原告の主張の要旨】

原告は、昨年(2019年)の春頃から本格的にオリジナル曲を作成するなど、未発表

曲を考案していた。本件楽曲は原告のみの力で制作して作りあげたため、独自創作のオリジナルの楽曲であり、著作権法上の「著作物」である。

そして、本件楽曲は、被告会社による本件公表行為の前に原告が社会の公衆に本件楽曲を提供、提示した事実はなく、被告会社の行為当時、未公表の著作物であったと解するのが相当である。

【被告の主張の要旨】

ア 原告は、本件で自身が作曲した本件楽曲「Key Holder」が未公表の楽曲だったところ、被告を通じて不正に楽譜や音源を入手され、何の断りもなく勝手に社員間に公表されたことは著作権法第 18 条 1 項の公表権侵害である旨主張するが、本件楽曲は被告会社社員によって社内で報告される前に、すでに公表済みの楽曲だったのであり、原告の主張は根拠のないものである。

原告はバイオリニストとしてだけでなく作曲活動もしているが、原告のヴァイオリン教室では時々、生徒達に自身の作曲した楽曲をレッスンの課題曲として提供することがあった。

イ 実際、問題となっている本件楽曲「Key Holder」も、原告は生徒達の前で本件楽曲を演奏してみせて紹介し、生徒とのセッション演奏も行っている。また、原告の生徒でアマチュアの音楽愛好家の男性生徒と被告会社社員は、本件楽曲を練習用の課題曲として、旋律譜とギターコードを原告自身から手渡されたものである。

ウ このように、原告は自身で法律上の「公衆」で「多数」の生徒達に自ら楽曲を提供しているため、本件の楽曲「Key Holder」はすでに法律上の公表済みの著作物であった。

②「公衆に提供、提示」該当性

【原告の主張の要旨】

ア 原告は、生徒の中の一人である訴外小野寺 桜から原告が作成している完成間近の曲を弾いてみたいという要望があったため、それに応えるべく試しに弾かせてあげようと考えた。

イ そして、原告は、制作中の曲を演奏した後、被告人に対して、この未発表曲を後に映画などの挿入歌として使用するかもしれないため、取り扱いにはくれぐれも注意するようにと注意喚起を促した。

ウ ところが、被告会社社員である訴外小野寺は、急に原告の音楽教室を辞めて、原告の了承を得ずに、被告会社の上司に報告し、総勢 300 名以上が所属する会社の社員間で本件楽曲を公表した。この事実は、訴外小野寺と同じ FMCJ の社員が、被告会社外の第三者である原告の知人の作曲家に情報を伝えたことから原告の知るところとなった。

以上の被告会社の行為は、「公表されていない」著作物を著作者である原告の許諾な

く特定多数の公衆に提示したのであって、著作権者人格権の一つである公表権侵害行為の公衆に提供・提示に当たり、著作権侵害行為に該当するものである。

【被告の主張の要旨】

ア 原告は勝手に被告会社の全社員である 338 名もの社員に「Key Holder」を流したと主張しているが、事実に反する主張である。

イ 被告会社の業務本部・演奏部は、様々な音楽コンテンツ利用者の「演奏」場面での音楽著作権使用料の徴収を主たる業務とした部門で、スタッフは総勢 84 名であるが、東京支部はさらにそのうちの 38 名である。このような人数で、一度だけスタッフ会議で試聴させただけであり、しかも社内会議は、対外的には非公開、レポート報告はマル秘扱いのため、法律上の「公衆に提供、提示」に当たらないことは明らかである。原告の本件楽曲「Key Holder」の公表権侵害の主張もまったく根拠がない。

第 3 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実

証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 当事者

原告は、オーケストラによるステージ演奏だけでなく、オリジナル曲の作曲活動、室内楽での演奏活動や、「音楽の真髄はアマチュアにあり。」との考えからアマチュアのための個人レッスンの教室も開いて、幅広い年齢層の音楽愛好家、後進の指導にも力を入れている（甲第 1 号証）。

被告の株式会社 Fujita Music Copyright Japan (FMCJ) は、1990 年設立の（株）ミュージック・ライセンスと 1992 年設立の（株）コピーライト・クリアランスが合併・事業統合を行い設立された著作権等管理事業を主たる業務とする企業である（乙第 1 証）。

イ 原告と被告会社の関係

被告会社は、令和元年（2019 年）1 月頃より、再三にわたって原告に対し文書を送付し、音楽著作権使用料の支払いに関する包括的利用許諾契約の締結を試みた。しかし、原告はそれを拒否したため、被告は楽曲使用料の本格的な徴収を企図して、令和 2 年（2020 年）の 1 月 20 日付で本件の「通知書」（甲第 3 号証「通知書・内容証明郵便」）を送付した。しかしながら、原告はこれについても拒否し、原告と被告との間には契約関係や取引関係はない。

そこで、2020 年 1 月、被告会社に所属する業務本部演奏部・部長、姫川翔子は、被告会社社員の小野寺桜に、原告の運営する音楽教室の実態調査を行うよう業務命令を行った。そして、訴外小野寺は、専業主婦として原告との間で正式に契約を交わし、原告の音楽教室に入会した。その後、約 1 年間、小野寺は原告の教室の生徒として原告のレッスンを受講し、その期間中、小野寺は、原告の本件楽曲の演奏を聴き、原告から楽譜等

の提供を受けたが、入会から約1年後に教室をやめた。

そして、小野寺は教室を退所後、被告会社の社内会議において業務報告として本件楽曲の演奏を流した。

2 争点1 演奏の利用主体について

原告の音楽教室のレッスンにおける教師である原告及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の性質等に照らし合わせると、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的・経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。

かかる観点からすると、原告の音楽教育における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される音楽著作物の選定方法、著作物の利用方法・様態、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である(クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照)。

また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである。

そこで本件で認定した事実関係によると、原告の音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告の関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供、生徒から徴収するレッスン料の収受など、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告自身の演奏に加えて、生徒による音楽著作物の演奏も、原告の経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は、原告であると認めるのが相当である。

この点、原告は、被告管理楽曲を課題曲として演奏したのは、被告の社員である生徒側からの強い要望であって、原告自身が被告管理楽曲を選択して指示したのではない旨主張するが、被告側があえて強く要望して被告管理楽曲を選択したという明確な証拠が無く、最終的には生徒に対し、課題曲を決定するのは教師である原告であると考えられる。

また、レッスンにおける課題曲の演奏も、原告自身も演奏していることは原告自ら認めており、これらの事情を総合すると、原告の教室で利用する音楽著作物の利用主体は、原告であると判断する。

3 争点2 「公衆」該当性

本件音楽教室を運営する上で、生徒の中には受講をやめる者や、新たに受講を希望する

者もいることは、関係証拠上、明白である。

また、被告側証人の小野寺桜の証言によると、約1年間にわたり、レッスンを受講し、出入りしていたが、生徒の入れ替わりが生じていた事実を証言しており、このことから、原告がレッスンの受講契約する生徒は、「不特定」であることが判断できる。このことを加味すると、社会通念上、不特定に対するもの、すなわち、公衆に対するものと評価するのが相当である。

この点、原告側証人の御簾納希は、原告の教室の生徒は「特定少数」である旨証言するが、御簾納自身は本件音楽教室に出向いておらず、事実を直接確認していない点、被告側証人の調査報告を元にとすると、生徒の入れ替わりがあることは明白である点に鑑みると、原告側証人の証言は説得力に欠けるものと判断する。

以上から、原告の教室の生徒は不特定であり、原告側の主張である、教育目的で結合された「特定かつ少数」の者を指導しているという主張は採用できない。

4 争点3 「直接聞かせることを目的」該当性

著作権法 22 条は、「公衆に直接...聞かせることを目的」とすることを要件としているところ、その文言の通常の意味に照らすと、「聞かせることを目的とする」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるというべきである。

本件で認定した事実によると、原告の音楽教室における演奏態様の概要は①生徒が課題曲を初めて演奏する際などには、生徒が演奏する前に教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒がそれを聞いた上で、教師に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、④最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏するという形で行われるものと認められる。

このように、原告の音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われるが、このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告が公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである。

また、生徒の演奏技術の向上のために生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要があることは例えば、楽器指導法に関する書籍(乙 57 の 58 頁)に「自分の音を聴ける子供に育てる」「雑な演奏になってしまうのはなぜでしょう。...その子供は自分の音を聞いていないのです。」などと記載されていることからもうかがわれるところである。

上記のとおり、自ら又は教師の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、音楽教室における教師の演奏は、当該教師の本来の演奏とは異なる

るものであること、生徒の演奏は、未熟で拙く、数小節の短いフレーズの繰り返しがほとんどであることなどを理由として、これらの演奏は、音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏には当たらないと主張する。

しかし、原告の主張は、「聞かせることを目的」とするとは単に公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるのではなく、「聞き手に芸術的、官能的な感動を与えることを目的とする演奏」あるいは「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」であることを要するとの見解を前提とするものであるところ、そのような主張を採用し得ない。

したがって、音楽教室における演奏は、音楽著作物の利用主体である原告との関係で、「公衆に直接...聞かせることを目的として」（公に）との要件を充足する。

5 争点4 公表権侵害(著作権法18条1項)の構成要件該当性・成否

「公表されていないもの」(未公表の著作物) 該当性について

次に、原告作曲の本件楽曲「Key Holder」の公表権侵害の点について検討すると、著作権法第18条1項の「公表されていないもの」の「公表」とは、公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供された状態をいうものと解される。

この点、本件楽曲は、原告が教室の生徒2人に楽譜を提供した事実があったものの、被告が本件楽曲の音源と楽譜を被告の社内会議で共有した時点より前に、原告によって公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供又は提示されていたという事情は認められない。

また、むしろ、原告は生徒2人にも楽譜の取り扱いの注意を与えて、本件楽曲が「公表」に至らないように配慮していた事情がうかがえる。

したがって、本件楽曲は法18条1項にいう「その著作物でまだ公表されていないもの」に当たる。

この点、被告は、小野寺ほか2名の生徒への提供によりすでに公表済みであった旨主張するが、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められない。

6 争点5 「公衆に提供、提示」 該当性について

原告は、原告が作曲している完成間近の曲を弾いてみたいという小野寺の要望があったため、それに応えるべく試しに弾かせてあげようと考え、練習用に使用させるために被告に対して本件楽曲を提供したにすぎないのであるから、原告が本件楽曲を小野寺、瀬名両名に提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信もしくは公表することを黙示に許諾したとは認められない。

また、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲がすでに公表されたものとは認められず、本件社内会議が行われた時点において、本件楽曲は「未公表の著作物」であったと認められる。

この点、被告の主張によると、本件楽曲を会議で聴いたのは東京支部のメンバー38 人のみ、しかも非公開のマル秘扱いとのことであるが、原告が社内会議の議事録を開示するよう民事訴訟法第 163 条の当事者照会をしたところ、被告は回答しなかった。

さらに、演奏部社員の 1 人である小野寺によると、会議に業務本部長が参加していて、小野寺の報告に対して質問がなされた旨の証言をしていることから、被告が主張するとおり、実際に未発表曲を聴いた人数が 38 人というのも疑問である。

また、本件楽曲は、その社内会議の後、結局のところ、被告社員を通じて、社外の第三者である訴外作曲家よって原告に情報がもたらされている。社内の秘密扱いが厳重なものでなければ、38 人を超える人数に対する演奏、送信は、特定かつ少数とは評価できない。このような事情を総合すると、被告の本件楽曲の演奏、送信行為は、著作権法第 18 条 1 項の「公衆に提供、提示」に該当する。

したがって、被告の行為は公表権侵害のすべての構成要件を満たし、公表権侵害が成立する。

7 損害賠償請求権（慰謝料請求）の存否について

本件の事実関係においては、原告が本件楽曲を公衆送信及び公表することを黙示に許諾したとは認められないにもかかわらず、その認識を欠いて本件楽曲を公衆送信及び公表することが許されると誤信した点などにおいて、被告会社には少なくとも過失があったと認められる。

ただし、公表権侵害に基づく慰謝料請求である 300 万円の請求については、100 万円の限度でこれを認めるのが相当であり、謝罪広告についてはこれを認めないものと判断する。

8 結語

以上によれば、原告の音楽教室における被告会社管理楽曲の使用にかかる請求権、すなわち著作権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権が被告との間で存在しないことを求める原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、公表権侵害に基づく原告の慰謝料請求は、被告に対し、損害賠償金100万円及びこれに対す訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

以上

令和 2 年 11 月 24 日

日本大学三崎町地方裁判所民事第 88 部

裁判長裁判官	浅	古	祐	生
裁判官	山	内	一	輝
裁判官	古	川	皓	一

【判決要旨】

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金 100 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

理 由

第一 本件の争点

1 演奏権侵害(著作権法 第22条)の構成要件該当性・成否

- (1) 演奏権侵害の主体は誰か (争点1)
- (2) 「公衆」該当性 (争点2)
- (3) 「直接聞かせることを目的」該当性 (争点3)

2 公表権侵害(著作権法 第18条1項)の構成要件該当性・成否

- (1) 「公表されていないもの」該当性 (争点4)
- (2) 「公衆に提供、提示」該当性 (争点5)

第二 当裁判所の判断

1. 争点1・「演奏権侵害の主体は誰か」について

本件で認定した事実関係によると、原告の音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告の関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供、生徒から徴収するレッスン料の収受など、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告自身の演奏に加えて、生徒による音楽著作物の演奏も、原告の経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は、原告であると認めるのが相当である。

この点、原告は、被告管理楽曲を課題曲として演奏したのは、被告の社員である生徒側からの強い要望であって、原告自身が被告管理楽曲を選択して指示したのではない旨主張するが、被告側があえて強く要望して被告管理楽曲を選択したという明確な証拠が無く、最終的には生徒に対し、課題曲を決定するのは教師である原告であると考えられる。

また、レッスンにおける課題曲の演奏も、原告自身も演奏していることは原告自ら認めており、これらの事情を総合すると、原告の教室で利用する音楽著作物の利用主体は、原告

であると判断する。

2 争点2・著作権法第22条の「公衆」該当性について

本件音楽教室を運営する上で、生徒の中には受講をやめる者や、新たに受講を希望する者もいることは、関係証拠上、明白である。

また、被告側証人の小野寺桜の証言によると、約1年間にわたり、レッスンを受講し、出入りしていたが、生徒の入れ替わりが生じていた事実を証言しており、このことから、原告がレッスンの受講契約する生徒は、「不特定」であることが判断できる。このことを加味すると、社会通念上、不特定に対するもの、すなわち、公衆に対するものと評価するのが相当である。

この点、原告側証人の御簾納希は、原告の教室の生徒は「特定少数」である旨証言するが、御簾納自身は本件音楽教室に出向いておらず、事実を直接確認していない点、被告側証人の調査報告を元にとすると、生徒の入れ替わりがあることは明白である点に鑑みると、原告側証人の証言は説得力にかけると判断する。

以上から、原告の教室の生徒は不特定であり、原告側の主張である、教育目的で結合された特定かつ少数の者を指導しているという主張は採用できない。

3 争点3・著作権法第22条の「直接聞かせることを目的」該当性について

被告によると、原告の音楽教室における演奏態様の概要は、①生徒が課題曲を初めて演奏する際などには、生徒が演奏する前に教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒がそれを聞いた上で、教師に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、の生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、④最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏するという形で行われるものと認められる。このように、原告の音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われる。このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告が公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである。したがって、音楽教室における演奏は、音楽著作物の利用主体である原告らとの関係で、「公衆に直接…聞かせることを目的として」との要件を充足する。

なお、この点、原告は、著作権法第22条の「直接聞かせることを目的」について、原告の教室の演奏は、プライベートな演奏に近いものであり、生徒の演奏は人に聞かせる前に弾き方を練習している段階であって到底、楽曲の本来の芸術的価値を聴衆に伝えるための演奏とは程遠いもので、聴衆に「聞かせることを目的」には該当しない旨主張するが、著作権法の「直接聞かせることを目的」とは、そのような芸術的な演奏に限定された目的とは解されず、採用できない。

4 争点4・著作権法第18条1項の「公表されていないもの」該当性について

次に、原告作曲の本件楽曲「Key Holder」の公表権侵害の点について検討すると、著作権法第18条1項の「公表されていないもの」の「公表」とは、公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供された状態をいうものと解される。

この点、本件楽曲は、原告が教室の生徒2人に楽譜を提供した事実はあったものの、被告が本件楽曲の音源と楽譜を被告の社内会議で共有した時点より前に、原告の手で、公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供又は提示されていたという事情は認められない。また、むしろ、原告は生徒2人にも楽譜の取り扱いの注意を与えて、本件楽曲が「公表」に至らないように配慮していた事情がうかがえる。

したがって、本件楽曲は法18条1項にいう「その著作物でまだ公表されていないもの」に当たる。

この点、被告は、小野寺ほか2名の生徒への提供によりすでに公表済みであった旨主張するが、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められない。

5 争点5・著作権法第18条1項の「公衆に提供、提示」該当性について

原告は、原告が作曲している完成間近の曲を弾いてみたいという小野寺の要望があったため、それに応えるべく試しに弾かせてあげようと考え、練習用に使用させるために被告に対して本件楽曲を提供したにすぎないのであるから、原告が本件楽曲を小野寺、瀬名両名に提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信もしくは公表することを黙示に許諾したとは認められない。

また、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲がすでに公表されたものとは認められず、本件社内会議が行われた時点において、本件楽曲は「未公表の著作物」であったと認められる。

この点、被告の主張によると、本件楽曲を会議で聴いたのは東京支部のメンバー38人のみ、しかも非公開のマル秘扱いとのことであるが、原告が社内会議の議事録を開示するよう民事訴訟法第163条の当事者照会をしたところ、被告は回答しなかった。

さらに、演奏部社員の1人である小野寺によると、会議に業務本部長が参加していて、小野寺の報告に対して質問がなされた旨の証言をしていることから、被告が主張するとおり、実際に未発表曲を聴いた人数が38人というのも疑問である。

また、本件楽曲は、その社内会議の後、結局のところ、被告社員を通じて、社外の第三者である訴外作曲家よって原告に情報がもたらされている。社内の秘密扱いが厳重なものでなければ、38人を超える人数に対する演奏、送信は、特定かつ少数とは評価できない。このような事情を総合すると、被告の本件楽曲の演奏、送信行為は、著作権法第18条1項の「公衆に提供、提示」に該当する。

したがって、被告の行為は公表権侵害のすべての構成要件を満たし、公表権侵害が成立

する。

ただし、公表権侵害に基づく慰謝料請求である 300 万円の請求については、100 万円の限度でこれを認めるのが相当であり、謝罪広告についてはこれを認めないものと判断する。

6

以上によれば、原告の音楽教室における被告管理楽曲の使用にかかる請求権、すなわち著作権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権が被告との間で存在しないことを求める原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、また、公表権侵害に基づく原告の本件請求は、被告に対し、損害賠償金100万円及びこれに対す訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

以上

令和2年11月24日

日本大学三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官	浅古	祐生
裁判官	山内	一輝
裁判官	古川	皓一